

第 568 回

東京都青少年健全育成審議会

発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 19 年 9 月 10 日（月）

午後3時31分開会

小島部長 本日お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。まだ、予定の委員の方でお見えになっていない方がいらっしゃいますけれども、定刻を若干過ぎましたので、開催をさせていただきたいと思います。

今年は非常に暑い夏で記録的な暑さの夏であったということですがけれども、この間も北海道のほうで高校生がリンチで亡くなるという悲惨な事件がありました。「やめてくれ、助けてくれ」と言っているのに、みんなで殴る、蹴ると。結果、亡くなったというような事件でした。それから、インターネットでそれまで全然知らない者同士が集まって、全く罪のない女性を殺すというような事件もありましたし、また、中高生がインターネットで知り合って犯罪に巻き込まれるというようなこともありました。

国のほうでもインターネットに関係する取り組みを、プロバイダー対策も含めて取り組みを始めるといようなニュースもあって、今後どうにか改善されるかなという期待がありますけれども、まだ状況は非常に悪いということだと思います。

このような、青少年をめぐるいろんな痛ましい事件等多くありますけれども、東京都では、例えば昨日、一昨日と「大江戸舞祭」という、これは地域の若者が地域の大人と一緒に踊りを練習して、それを都庁の都民広場で発表するといような、こういうイベントもありました。

また高校中退したり、引きこもってしまった若者が通っているサポート校というのがありますけれども、そこの生徒さんが集まっているいろんな作品を展示したりとか、あるいは舞台上で演劇をするといようなイベントを、これは東京都議会の1階にあるホールで開催する予定でございます。こういった催しが開催されるということは、マイナスのことだけではなく、頑張っている子どもたちもたくさんいるわけですが、依然として、子どもをめぐる状況といのは非常に厳しいものがありますので、私どもとしても皆さんと一緒に改善のために努めていきたいと考えているところでございます。

また、前回のときにご案内させていただきましたけれども、舟本本部長が都庁から異動されまして、その後任に9月6日付けで久我本部長が着任いたしましたので、本来であれば、本日ご挨拶するところですがけれども、所用のため出席できませんので、次回のときにご挨拶をさせていただこうと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議のほう、よろしく願いいたします。

会長（ ） ただいまから第 568 回健全育成審議会を開催いたします。

初めに、本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

青少年課長 本日の諮問事項でございますけれども、本日は「Lady's Comic Special A Y A 2007 10 月号」ほか、合計 3 誌の不健全図書類の指定をお願いしたいと思います。

今回は諮問映画はございません。よろしく願いいたします。

会長 それでは、まず次第の(1)の「不健全図書類の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

青少年課長 次第の(1)「不健全図書類の指定」についてご説明申し上げます。

まず 1 ページでございますが、諮問第 916 でございます。

続きまして、2 ページの「諮問図書一覧表」をご覧いただきたいと思っております。こちらに記載してございますが、3 誌の図書類ですが、本年 7 月 30 日から 8 月 31 日までの間に都内コンビニ・書店等から 110 誌を購入いたしまして、そのうちから、7 ページのほうにございますが、条例施行規則第 15 条の規定による基準に基づいて、指定図書類の候補として 3 誌選定いたしました。

なお、これらの図書類の過去 1 年間の不健全図書類の指定実績及び今回の購入場所は 2 ページ右欄のとおりでございます。過去 1 年間の指定実績はいずれもなし、購入場所はすべて書店となっております。

それでは、3 ページをご説明いたします。

1 番ですが、「Lady's Comic Special A Y A」、平成 19 年 10 月 1 日発行、発行所は株式会社宙出版でございます。

2 番目ですが、「ACTION COMICS 桃色奥様」、平成 19 年 9 月 11 日発行、発行所は株式会社双葉社でございます。

3 番目、「BAMBOO COMICS NAMAIKI SELECT ナイショの残業」、平成 19 年 9 月 27 日発行、発行所は株式会社竹書房でございます。

指定基準に基づく該当箇所は、いずれにしても全編大部分、該当する指定基準は、記載のとおり、いずれも一号のイ、ロでございます。

諮問図書類は以上 3 誌でございます。こちらにつきましては、条例第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、本審議会への諮問に先立ちまして、先週、9 月 5 日ですが、図書類

出版業界、取次業界及び販売業界等との会議を実施しまして、その折の意見聴取につきましては、4 ページから 6 ページの間にとりまとめてございます。私ども事務局では、これらの意見を踏まえて、この 3 誌を本審議会に諮問することといたしました。

なお、業界等による意見聴取の結果ですが、「ACTION COMICS 桃色奥様」、2 番目のものですが、こちらについては、「指定やむなし」と「指定非該当」の意見を比べますと、後者のほうがやや多かったのですけれども、再度事務局において慎重に検討した結果、青少年の性的感情を著しく刺激する内容であり、青少年が容易に閲覧し入手できる状況にあることから、条例及び規則に規定する指定対象に該当するとの結論に達しました。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでしたら、早速図書の審査に入りたいと思いますので、図書の配布をお願いいたします。

(図書審査)

会長 それでは、ご覧いただけただようですので、各委員から順次ご意見をお伺いしたいと思います。

初めに 委員からお願いいたします。

委員 遅れて申し訳ございませんでした。入った瞬間見ることになりまして、3 冊とも指定でお願いします。

委員 全誌指定でお願いします。

委員 全誌指定でお願いします。

委員 3 誌とも指定でお願いします。

委員 3 誌指定でいいと思います。

中島委員 3 誌指定でお願いいたします。

江上委員 全部指定でお願いします。

百合委員 全誌指定でお願いします。

委員 3 誌指定でいいと思います。

委員 3 誌とも指定でいいと思います。

委員 3 誌指定でいいと思います。

委員 指定で結構です。

渡辺委員 3誌指定をお願いします。

会長代理() 全誌指定をお願いします。

会長 委員の皆様が全員全誌指定ということのご意見でございますので、そのように答申をさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、そのように答申をさせていただきます。

では、次に、次第の(2)に移らせていただきます。

委員 1つだけ質問を。4ページのところの下から5行目、自主規制構成団体からの聴き取りのところなんですけれども、「男子児童を対象にしている本を考えて欲しい」と書いてあるんですが、これはどういうことなんでしょうか。

青少年課長 恐らく、向こうの方がおっしゃっていることなんですけれども、わりと私どもが諮問候補図書として上げるものというのが、業界さんに言わせてみると、女性向けというか、そういうジャンルらしくて、例えば、男子向けというか、情報誌のようなものを想定しているようでして、別に今までそういったものを全く出していないわけではないんですが、こちらの意見をくださった方にとってみれば、こういうマンガで、その方々のジャンルで言うと女性向けというような、そういうようなことでおっしゃったようであるということでございます。

委員 対象にはなっているということですよ。

青少年課長 もちろんです。

会長 それでは、次第を移らせていただいてよろしゅうございましょうか。

では、(2)のほうの説明をお願いいたします。

青少年課長 議事内容(2)「条例に基づく事務の施行経過」についてご説明申し上げます。

お手元の次第の8ページにございますが、こちら、前回の健全育成審議会以降の8月7日から9月5日の間に実施いたしました本審議会事務局の動きについてまとめたものでございます。

そして9ページから11ページにかけましては、平成19年度における条例の適用状況ということで、優良映画の推奨、不健全図書類の指定の実績について載せてございます。

続いて12ページにございますが、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動についてとりまとめたものですが、8月末現在、協力員として委嘱している方は749名、今

回、調査活動された方は 98 名で、調査を行った店舗の数は 555 店でございます。

この調査では、各店舗において、指定図書類、表示図書類、シールどめ雑誌をはじめとした、大人向けと思われる図書類について、包装や区分陳列の状況について調査していただいた結果をまとめたものでございます。

その中で不健全図書類が包装及び区分陳列されていない旨の通報が 1 件ございましたので、直ちにそちらの店舗に対して職員のほうで立入調査を実施しましたが、通報のございました不健全図書が既にごさいませんでしたので、該当店舗に対しまして、条例の趣旨の説明と指導を行ってきたところでございます。

また、一部の店舗におきましては、区分陳列等が徹底していないところがありますので、今後、職員により立入調査を行い、指導してまいりたいと考えております。

次に 13 ページですが、都職員による書店等の立入調査及びカラオケボックス等への実態調査の状況でございます。

一番上の書店等立入調査におきましては、新刊書店において、指定図書や表示図書の不適切な取り扱いをしている店舗が見受けられましたので、その場での是正措置も含めて、条例を遵守するよう指導いたしました。

2 番目の表、映像ソフト、ゲームソフト専門店等への立入調査においては、概ね条例遵守が図られておりました。

3 番目の表のカラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査ですが、青少年の制限掲示と年齢確認の実施については条例遵守が図られていましたが、フィルタリングの導入については不適切な店舗がございました。フィルタリングの導入については、まだ徹底が図られていない店舗が多くございますので、今後とも立入調査での指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に 14 ページをご覧ください。雑誌・ビデオ類自動販売機等に義務づけられています届出等の施行状況でございます。

は、8 月末現在の区市町村別届出台数の一覧でございます。は、届出の内訳でございまして、廃止届が 37 台、変更届が 39 台ですが、変更届については設置業者の変更ということで場所の変更はございません。は、8 月中に実施しました自動販売機等立入の調査結果でございまして、条例第 13 条の 3 で義務化されている届出については、すべてなされておりました。

右側のほうですが、13 条の 5 で義務化されている買えない措置・見えない措置の状

況につきましては、買えない措置は5台ともされていたものの、見えない措置については不十分であったため、業者に対して、そちらも徹底するよう指導したところでございます。また、十八禁表示、設置方法の工夫といった自主規制については、5台とも実施されておりました。今後も引き続き、立入調査を積極的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらどうぞ。お伺いいたしますけれども。

委員 15ページでございますけれども、都民からの申出一覧というのがございまして、そこに「Eメールによる申出」、あるいは「電話による申出」というのが具体的に列挙してございます。その中には携帯電話のフィルタリングの問題とか、あるいはテレビコマーシャルのこととか、この審議会で扱わないようなことが申出としてある。これに対してはどのように対応しておいでになるのでございますか。

青少年課長 都民からの申出に関しまして、次のところでご説明しようかとは思っておったのですが。

会長 次の次第の(3)の事項ですか。

青少年課長 そうですね。

会長 もし何でしたら、一緒にそれも含めて。

青少年課長 今、一緒にということによろしいですね。

会長 今、ご質問が申出の件でございますので、次第を進めさせていただいて、(3)のほうに移らせていただいて。後でまたご説明があったらお受けするような形で、まとめて(3)のほうでご説明いただけますか。

青少年課長 それではそういうことで。(3)のところ。

委員 諮問事項のその他でご説明くださる予定だったということでございますか。

青少年課長 そうですね。一応ご質問がございましたらということで、その予定でございましたが。

それでは、(3)その他報告等についてということございまして、都民からの申出の関係も後ほどまた説明申し上げますが、実は前回の審議会におきまして、今日お見えでございませんが、委員のほうから、女子中高生対象のいわゆる少女向けコ

ミックに関するご質問とご意見をいただいたところでもございましたので、前回もいろいろご説明は申し上げたのですが、補足等を申し上げたいと思います。

その際のお話としましては、少女向けコミックなんですけれども、レイプまがいの描写もある不健全なマンガなのに、指定されるものと、指定せず業者指導するものがあるというのは、何か違いがあるのかというご質問だったと思うのですが、都民の方から指摘のあった実際の図書というのをきょうお持ちいたしましたので、そういったものを見ていただきながら少しご説明したいと思います。

これは諮問図書じゃないので、1冊ずつぐらいしかありませんので、ざーっと回していただければと存じます。

(図書回覧)

前回こういった本を小中学生の子どもが買ってきて読んでいて、中にレイプまがいのものがあつたり非常に問題だということで、指定しないのかというようなお話もあつたんですけれども、事務局では、一般都民の方の申出で自分の娘さんが買って来た小中学生向けの少女マンガに非常に過激で異常な描写があるんだけれどもということだったので、事務局では、これらの図書につきまして、条例の指定基準には該当しないものと判断いたしました。一部にはレイプまがい、または倒錯的なものも含む性描写がありまして、作中人物も物によっては読者であるターゲットと同世代の中高生が含まれている、また小学生も十分手にとるような雑誌なり単行本でありますので、こうした「健全な部分」、「健全ではない部分」について一考を求めよう、発行元に要請することとしたものでございます。

前回、諮問するしないの判断基準が何かということだったので、職員が通常のような形で書店・コンビニ等で購入してきた本か、事前にほかの都民の方とか、ほかから通報のあつたものか、そういったことにはかかわらず、指定基準に該当しているかどうかはその唯一の判断基準であることに変わりはありません。しかし、基準には該当しない図書であっても、条例の趣旨に照らして、業界に対して何らの自主規制措置を講じてもらうことが適当と思われる図書がございまして、こうした少女向けのコミックもそうですし、コンビニなどで売られているグレーゾーンの雑誌などもそうです。

条例の中で 18 条の 5 という規定がございまして、その中で「青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたらずに助長するなど

青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することないよう、自主的な取組に努めなければならない。」と、そういう規定がございまして、また条例の9条の2では、図書類発行業者に対して、青少年に不適当な図書類について表示をするよう努めなければならないということで自主規制を促す規定もあることから、こうしたことに基づきまして、グレーゾーンの雑誌に対しては表示を求めたりとか、少女向けコミックやティーン向け情報誌の内容を読者層に合わせた適切なものとしてくれるように要請したりなどしております。

これらの少女向けコミックについては、週刊誌やテレビで問題だとして取り上げられたことなどもありまして、現時点で商店に雑誌の状態で並んでいるものにつきましては、今ご覧になっていただいているものよりは、大分内容が考慮されたものとなっております。

今、会長と会長代理のところで見いただいている雑誌が最新の書店に並んでいるようなものでありまして、そういったものから単行本化されたものが今皆さんに見いただいているものなのですが、大分こういったものというはなくなっているようなところですよ。

いずれにしても、こうしたものを指定図書として諮問させていただく候補とするかどうかを含めまして、いろんな図書の動きといいますか、図書全体の動きについて今後とも注視していこうというふうには思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

会長 よろしいですか。

委員 少女コミックとレディースコミックをどのように区別していらっしゃるんですか。出てくるもの、わりとレディースコミックが多いような気がいたしまして、先ほどの「桃色奥様」などは、まさに大人の女性のためのエッチなマンガとかなんとかついているくらいで、あれは明らかに少女マンガではなくて、もう少し年齢的に上の人をターゲットにしているわけですね。1970年代の終わりぐらいから、少女マンガのいいものがたくさん出てきて、少女マンガ読者が非常に膨張いたしまして、その人たちが成長していくのに合わせて、ターゲットを少しずつ上にしながら、レディースコミックというのが生れてきたという経緯がございましてね。そのときにレディースコミックと少女コミックをどこで差異化するかというところで、レディースコミックのほうはかなり性的な描写を多く入れて、少女コミックのほうは、多少いたしますけれ

ども、それをあまりしないという形で区別をしたような歴史的な経過がございまして、レディースコミックはそれが非常にエスカレートして今日に至っているというような経緯があるわけですが、それを一緒に扱うのもちょっと変かなという気もしたり、どのようにお考えなのかなということをちょっと伺いたいと思います。

青少年課長 発行社さんがどこをターゲットにしているかということにはなるかと思うのですが、レディースコミックは、一応 18 歳以上のOLさん、学生さん、主婦の方をターゲットにして、内容的にもちょっと性的なものとか、大人向けの内容を含むということで、どちらが先でどちらが後かみたいな部分もあるんですけども、一応レディースコミックであるものについては、発行社さんのほうで大人の女性向けというようなことで表紙に入れていただいたりとか、中の広告等も 18 歳未満の方は買えないようなものの広告であったりとか、読者ターゲットも、発行元としてどこをターゲットにしているかということがある程度基準になるのかなというふうに思います。

委員 まさにレディースコミックと書いてあったものですから、それが出てまいりましたので、どのように区別しておいでなのかなとちょっと伺いたいと思ったんです。

青少年課長 ですので、こういう少女向けコミックに性的なものがどんどん入ってくると、その辺の境目がわからなくなるので、それこそ、少女向けということで一線を画したいのであれば、やはり内容を考えてくれと、そういう話にもなるんですけども、それぞれ発行元さんで、例えば、これは中学生向け、高校生向けということである程度ターゲット層を絞っておられるようですので、18 歳以上というか、一応、成年女性向けのものはレディースコミックでありますし、それ以下の中学生向けなり、高校生向けなり、小学生向けのものは、そういった年齢の方に向けた対象のコミックであるというふうに……。

委員 ここで指定したり、非指定にしたりいたしますね。そのときのこちらの基準が一体何なのかということもちょっと曖昧で、レディースコミック的なものが出てきても、これ、女の子が見たらしょうがないわねというので指定にしまったりしているわけですね。非常に曖昧に私たちも指定とかやっているわけで、その辺、何か厳密に線を引くことは大変難しいんですけども、どういうふうにお考えなのかなと、これをちょっと伺いたいなと思ったんです。

青少年課長 基本的にはレディースコミックだから指定することもあり、少女向けコミックだから指定しないことがというわけではなくて、やはり中身が……。

委員 非常にたくさんものを見ていかなければならないということにもなりますでしょうか、非常にたくさんございますよね。それを全部目を通して、この描写は、例えば部分描写で、この描写がよくないからと付箋が張ってあったりいたしますね。そうすると、ほとんど全部を網羅しないと本当には言えないのかなという気もしないではないんですが、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。こういう審議会では、厳密なことができないのが当然でございますけれども。結構です。

青少年課長 やはり全部を網羅するというのはなかなか難しいんですけれども、基本的には、買ってきたり、何かしらの通報を受けて見たものが指定の基準に該当するかということで……。

委員 たまたま上がってきたものですね。

青少年課長 ですから、仮に少女向けコミックであっても、本当に指定基準に該当するものであれば、当然、指定することにもなるでしょうけれども、たまたま今まで見たり、通報のあったものについては、まだ指定の基準に該当はしていなかったのかなというものなんですが、決して少女向けだからといって、その可能性がないというふうには思っておりませんということでございます。

会長 事務局は、ご説明はそれでよろしいですか。

委員、よろしいでしょうか。

委員 結構です。

会長 それでは、前回の審議会の都民からの申出の補足については、説明済みということでもよろしいですか。

それでは、改めて今回の議事内容（3）に移らせていただきます。

事務局からの報告をお願いします。

青少年課長 それでは、続きまして、15ページの都民からの申出の受付状況でございます。

こちらは、8月1日から31日までに受理したものでございまして、電話によるものが2件、メールによるものが5件で計7件でございました。内容につきましては、それぞれ簡単にご説明するような感じでよろしいでしょうか。

番、「携帯電話のフィルタリングに関すること」なんですけれども、こちらは、最初

からフィルタリングをインストールできないのか、条例でそういうふうにはできないのかというお電話でのお問い合わせでございましたので、電気通信事業法等の関係もありまして、最初から全く利用者の意思を解さずにフィルタリングを入れるということは、今のところ直ちにそういうことを条例で義務付けるのは難しいということをご回答いたしました。

それから 番目の「娘の夜遊びに関する事」というのは、こちらは、未成年のお嬢さんが親の知らないうちに他県で、東京都の外で入れ墨を入れたりしてきたけれども、そういったことを条例で規制できないのかという話と、夜遊びをしていて家に寄りつかなくなって困っているというようなことですので、少年相談センターへご相談してはいかがかということで相談先をお教えしました。

それから「Eメールによる申出」ですけれども、 は、通販ビデオレンタル会社、大手のそういったところですが、アダルトビデオも扱っているようなところをテレビで宣伝を行っているのは問題であるというようなことだったんですが、幾つかEメールによる申出の中には、内部的なことなんですが、ある意味参考通報みたいなことで若者を取り巻く環境の話題で、こういったメールが都民の方から来ていますということで、いろいろな部署に回付される中で当本部にも来たというものがありまして、こちらは参考通報扱いになっておりますので、特段こちらからご回答というのは、何らかのアクションというのはしておりません。

に関しても同じようなことをございまして、こちらは、AV女優さんがタレントと共演するようなテレビ番組が放映されているが、そうした番組は、タレント志望の子どもたちに悪い影響を与えるのではないかというご意見でございました。これも参考通報扱いでございました。

につきましては、こちらは「インターネットの書き込みに関する事」ということで、子どものネットの書き込みが過激になっているんですが、大人のほうもネットのマナーが非常に悪いということで、法律で発信者を表示するよう義務付けることはできないかということで、こちらでも法律の話でもありますので、参考通報扱いということでございます。東京都では、こうしたことにつきましては、ネットのマナーやゲームを利用する際の家庭のルールづくりを支援する講座などを開催しております。

それから ですが、「パソコンゲームのインターネット上の動画配信に関する事」ということで、こちらは、18歳未満が購入不可のアダルトパソコンゲームのプレイ動画

をリアルタイムで動画化して、インターネットで配信しているサイトがあるが、これを摘発できないのかということで、こちらは直にご回答したんですけれども、先ほど申しましたような電気通信事業法とか、いろいろなネットの規制絡みの話もありまして、現行法制下ではネット上の情報に対して直接的な規制をすることは難しいんですけれども、東京都としては、17年、19年に事業者なり販売店等に対してフィルタリングのサービスの告知や勧奨の努力義務を課すような条例を改正したということをお知らせしました。また有害情報から青少年を守るための情報提供、広報啓発に係る諸施策を実施しているということも、申出者に対して直に回答しております。

それから 番目ですが、「カラオケボックスで働く青少年に関すること」ということで、こちらはカラオケボックスで 22 時ごろ青少年の店員を掃除させていたということなんですけれども、条例のほうでは、深夜の青少年の外出に関しては、23時から4時までということになっておりまして、時給をあげている、あげていないとかそういう話ですので、それもちょうと当課の条例の関係ではないということで、こちらも参考通報の扱いでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご報告に、ご質問ございましたらどうぞ。

委員 この審議会では、主として映画と図書のことだけをやっておりますけれども、本当は、今、子どもたちに非常に関係が深いのはネットの問題とか、そういうことであろうと思います。それからテレビが若干、テレビも子どもの世界の王様ではなくなり始めておりますから、それを凌駕するものとしてネットの問題が出てきています。青少年の健全育成という、そういうのを扱うのではないかなと思うんですけれども、それは別な委員会なり、あるいは何か新しくできた協議会なりでお扱いになってここではやらないという、そういうスタンスでよろしいのでしょうか。

いつもの部長のご挨拶と、ここでやっていることがどうもずれて、部長が非常に危機感を持って訴えなされることと、ここでやっているのは、この映画いいですかというようなこととか、この図書は指定にしましょうか、非指定でしょうかと、それだけなんですけれども、都の審議会では何をやっているんですかと実は聞かれまして、映画の推薦なんかやっておりますと言ったら、「ほお、大正時代ですね」とからかわれたりしたことがあるんですけれども、別にクラシックなのがいけないと全然思いませんけれども、現在の子どもや若い人のホットな問題に対応しない審議会ですつといくというご方針な

んでしょうか。

小島部長 今のお話なんですけれども、東京都で青少年に係る様々な問題については、青少年問題協議会のほうで新しい問題であるとか、根本的ないろんな対応を今後どうやって取り組んでいったらいいのかというようなことを主にそちらのほうで検討をしているという状況でございます。健全育成審議会につきましては、健全育成条例の規定にあります優良映画、あるいは不健全図書の指定、そのほか玩具等でございますけれども、これを知事が指定をするに当たってふさわしいかどうかについて、こういうような立場からご審議いただくというところで設置されているので、この項目についてご審議いただいているということでございます。

委員 条例がそうなっていることは存じておりますが、条例自身を現在の青少年状況に合わせて改定なさるとか、そういうご意向は全然おありにならない？

小島部長 そういった部門につきましても、青少年問題協議会のほうで検討しております。健全育成条例のほうに、性に関する、例えば大人がもう少し関与しなければいけないとか、あるいはインターネットのフィルタリングの推奨等につきましても、そちらのほうで検討していただいて、この条例を改正をしてと。こんな形になっております。

委員 そういうご説明を伺ったことがございますが、そうすると、この審議会はもうお役が終わったというか、こんなに一生懸命開かなくてもいいのかなと。予算の無駄のような気もするんですけれども、毎月開くということの意味があるんでしょうか。

小島部長 先ほどの話とも若干関係しますけれども、出版物は、非常に数多く出版されております。東京都が、例えば不健全図書に関してみると、ほかの県が一般的に包括指定というか、例えば、裸の写真が何ページ以上とか、何割以上あると、これは不健全図書ですよというような指定の仕方がありますけれども、都の場合には、個別にその図書を見て判断をして、これが著しく青少年に影響を及ぼすおそれがあるのかというようなことを個別に判断をしていこうということでございますので、今、実際に子どもたちが書店で手にとりやすい、そういう状況にあるものを職員がピックアップして、あるいは都民の方から申出があるとか、そういったものを踏まえて個別に指定をしていくと。

ただ、個別の指定ですけれども、これを指定するということは、類似のものに対しても、このレベルのものは不健全ですよという、一つのメッセージにもなるかと思うんですけれども、あくまで具体的に条例に基づいて指定をするという、この行為をきちんとやっているわけです。

最初のほうに戻りますが、新しいいろんなものも出てまいりますので、個別の指定に当たりましてはご審議いただいて判断いただくという形で対応しておりまして、委員の皆様方には、毎月同じようなものを見ているという感覚を持たれる委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、決して同じものがあるわけではなく、様々なものがあるので、そういう形でご審議いただければありがたいというふうに考えております。

委員 インターネットでいろんなことが行われていて問題だというのは、皆さん承知されていると思うんですけども、この問題というのは、例えば業者がやっているものではなくて、最近、ユーチューブとかニコニコ動画とって、ユーザー自身が動画登録して交換したりそういうのもあるし、業者指定でもいかない部分がまず一つあると思うんです。

もう一つは、プロバイダー責任法だとか、通信の秘密だとかという大きな枠組みの話で、多分、それは国レベルの法制度の中でどう位置づけていくかということを決めてからやらないと、多分、こういう部署で個別の話をして、世の中にもものすごくいっぱいあるものですから、実効的なことはできないと思うんです。だから、国が今プロバイダー責任法だの何だの見直しをやっていきますから、そういうフレームワークの中でだんだんこれに対してどう対応していくか、自治体レベルでどう対応していくのかというのがこれからの話ではないかと思うんですけどもね。

委員 それはそうだろうとは思いますが。ですから、そういう新しい問題がどんどん出てきて、それは協議会でやりますというふうにおっしゃるものですから、そうすると、ここは未来永劫に映画と図書の問題をやるのかな。それだったら必要性が果たしてあるのかなと。レゾンドートルの問題ですけども。

委員 それは今後こちらのほうに下りてくる課題になるテーマかもしれませんね。

委員 今、国で検討されているのは、電気通信事業法と放送法の融合法制で、ゾーニングは完全に区分陳列と同じ考え方になりますので、そこでゾーニングのラインをどこで引くのかというようなところに、こういう経験のあるところからどんどん発信をしていって、公的な機関ではないところが多分その判断をしていくべきにはなるだろうと思いますので、そういう意見発信をしていくということも含めて、これだけの長い間の積み重ねというのは、審議会としては非常に貴重な審議会だと思います。現在、書店やコンビニに行ったときに区分陳列されているというのは、この作業が行われているからということだと思うんですね。これがなくなれば一緒くたになるわけで、全く意味がな

いということはないというふうに思います。

委員 今回のホットな青少年状況にもあまり対応していない審議会なので……。

委員 そのこのところは、国の機関でさえ、今、有害情報に関しては融合法制の結論待ちということになっているわけですので、そこがゴーにならないとなかなか条例レベルというのは難しいと思います。

委員 発信していくものがあるのかなのか。今、発信していくものがあるはずだとおっしゃったので、あるのだったら、それがどこかで話題にならないだろうか、それとも、私どもは微力でございますから、発信する力が全くないということであれば、この審議会は必要ないのかなという気もしないではないということです。もう結構ですが。

会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

きょうは、大変貴重なご意見をいただきました。この審議会が青少年・治安対策本部の所管ということでございますので、今回出されました意見を十分事務局としてご配慮いただきたいというふうに考えます。

それでは、次の報告事項について説明をお願いします。

青少年課長 次に議事録についてでございますが、前回の567回の議事録につきましては、8月下旬に委員の皆様へ郵送させていただきました。内容確認をお願いいたしましたが、その確定版を本日配布してございます。手直しをいただいた上で、名前などの伏字を行ったものを配布させていただいております。

それから試写会のお知らせですけれども、次回10月の審議会に諮問予定の映画が1本ございまして、題名なんです、「Little DJ 小さな恋の物語」でございます。試写会の日は、9月18日(火曜日)、9月27日(木曜日)、いずれも午後3時30分から東銀座のシネマート銀座試写室で行われますので、お時間に多少ゆとりをお持ちの上、ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。また、次回試写会へのご出欠のお返事につきましては、大変恐縮でございますが、試写会日の日程が迫っておりますので、9月13日(木曜日)までによりしくお願いいたします。

会長 それでは、きょうの審議はすべて終了いたしましたけれども、ほかにご質問等、ご意見等ございましたら伺いしたいと存じます。

ないようですので、きょうの審議を終了させていただきます。ありがとうございます。来月は9日ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

午後4時22分閉会

